

民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集

令和7年8月19日（火）午前10時 議会委員会室

出席委員（8名）

（委員長）松 田 真 哉 （副委員長）門 脇 一 男
伊 藤 ひろえ 岡 田 啓 介 又 野 史 朗 矢田貝 香 織
吉 岡 古 都 渡 辺 穰 爾

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

【福祉保健部】塚田部長

〔福祉政策課〕渡部課長 大谷課長補佐兼福祉政策担当課長補佐
松原課長補佐兼総合相談支援担当課長補佐
佐々木福祉政策担当係長

〔福祉課〕足立次長兼課長 木村課長補佐兼保護第三担当係長

〔障がい者支援課〕伊藤次長兼課長 橋本相談給付担当課長補佐
柴田計画支援担当課長補佐

〔長寿社会課〕山崎課長 遠藤課長補佐兼高齢者福祉担当課長補佐
亀尾介護保険第二担当課長補佐 矢野介護保険第二担当係長

〔健康対策課〕小西課長 金川統括保健師兼健康総務担当課長補佐
後藤健康総務担当係長 米田健康総務担当係長
福田健康総務担当主任

〔フレイル対策推進課〕頼田課長 桑本課長補佐
石田事業推進担当課長補佐

【こども総本部】瀬尻部長 長谷川次長

〔こども政策課〕永榮課長 國谷子育て政策担当課長補佐
宮中こども育成担当課長補佐 足立子育て政策担当係長

〔こども相談課〕山川課長 世山課長補佐兼発達支援担当課長補佐
吉元こども家庭児童相談室長
圓山発達支援担当課長補佐 真砂発達支援担当係長
小林発達支援担当係長 小松原発達支援担当係長

〔こども施設課〕矢野次長兼課長 榊本子育て施設担当課長補佐
飯田保育リーダー

〔こども支援課〕長尾次長兼課長 田原保育支援担当課長補佐

【教育委員会】

〔学校教育課〕仲倉次長兼課長 鉄尾指導・学務担当課長補佐

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 田渕議事調査担当係長

傍 聴 者

安達議員 今城議員 田村議員 戸田議員 塚田議員 津田議員 錦織議員

西野議員 森田議員 森谷議員

報道関係者 1 人 一般 0 人

報告案件

- ・ こども総本部が所管する各種計画の進捗状況について [こども総本部]
- ・ 福祉保健部が所管する各種計画等の進捗状況について [福祉保健部]
- ・ 令和 6 年度のフレイル対策事業について [福祉保健部]

協議事件

- ・ 委員派遣（行政視察）について

~~~~~

### 午前 10 時 00 分 開会

○松田委員長 ただいまから民生教育委員会を開会します。

本日は、執行部から 3 件の報告がございます。

初めに、こども総本部が所管する各種計画の進捗状況について、当局の説明を求めます。

瀬尻こども総本部長。

○瀬尻こども総本部長 それでは、こども総本部が所管します各種計画の令和 6 年度末時点における進捗状況について御報告申し上げます。

まず初めに、1 番の米子市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について御説明いたします。資料の 2 ページを御覧ください。

本計画は、市町村を実施主体として幼児期の教育・保育の量的・質的確保及び地域における子育て支援の充実を図るために、5 年を 1 期として策定しているものでございます。第 2 期の計画期間は、令和 2 年度から令和 6 年度となっており、1 に記載の基本理念の実現に向けて、2 に記載の事項を計画の重点目標として取り組んでまいりました。

次に、3 の重点目標に対する取組でございます。（1）の切れ目ない支援体制の構築・運用につきましては、2 ページから 3 ページにかけましての 4 点について特に取り組んでいるところでございます。

まず、教育・福祉の分野の違いを越えた一体的な支援につきましては、妊娠期から学齢期へと続く子どもの成長を切れ目なく支援するための体制を構築し、子どもへの支援・課題に対し、各分野が一体的かつ迅速に対応を行っているところでございます。

次に、こども総合相談窓口（こども家庭センター）につきましては、令和 6 年 4 月に、妊産婦や乳幼児への支援と児童虐待への対応等を一元化し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し一体的に相談支援を行うこども家庭センターを設置し、相談支援体制の強化を図りました。子どもに関するあらゆる相談の窓口として、利用者に寄り添い、適切な関係機関につなぐなど、情報提供、助言等を行っております。

次に、幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校の連携強化につきましては、保育施設等と小学校との合同情報交換会による引継ぎ体制の充実や、オープンスクールの開催による子ども、保護者の学校理解や学校の児童理解の促進に取り組みました。また、1 年生アドバイザーによる保育施設、小学校に訪問、助言等を実施し、円滑な小学校への接続に向けた取組を進めました。

次に、子育て支援センターの充実につきましては、地域の子育て支援の拠点として、子

育てに関する相談・情報提供や様々なイベントを実施し、安心して子育てができる環境づくりに努めました。令和6年度は、東保育園の新園舎への移転に伴い、子育てひろば支援センターも同園舎に移転し、運営を開始いたしました。

次に、(2)の発達支援体制の強化につきましては、3ページから4ページにかけましての2点について特に取り組んだところでございます。

まず、支援体制の構築につきましては、特別な支援や配慮を必要とする児童に対して、部局や関係機関を越えた切れ目ない支援の実施に努めました。5歳児健診につきましては、発達や情緒等で課題のある児童を早期に発見し、早期に支援を開始するための気づきの場として実施しており、保護者が児童の特性に気づき、保護者の就学への不安の解消や、児童の就学に向けての準備につなげることができるよう取り組みました。

次に、専門職員による支援につきましては、発達支援員、心理師、保育士等による保育施設等への巡回相談や発達相談などを実施しました。今後も巡回相談等の利用促進を図り、支援の必要な児童が安心して園生活を送ることができ、就学に向けて切れ目ない支援が行われるよう取り組んでまいります。

次に、5ページから6ページにかけまして、4の幼児期の教育・保育の量についてでございます。令和6年度の幼児期の教育・保育の量の受入れ枠の状況ですが、1号認定、2号認定、3号認定、全ての枠で利用定員は減少しましたが、保護者の利用希望には対応できており、待機児童は発生しておりません。また、近年では、ゼロ歳児から入所するケースが減少し、1、2歳児から入所するケースが増加傾向にあり、引き続き動向を見ながら、適切な受皿の確保に努めてまいります。

これらの結果を踏まえ、幼児期の教育・保育の量に関する第2期計画の総括といたしましては、児童数の動向を踏まえながら保育の受皿の拡大を図った結果、令和3年度以降、待機児童は発生しておりません。

一方で、近年におきましては、様々な理由から利用定員を減らす施設が出てきており、出生数や保育需要等を注視しつつ、引き続き適切な受皿の確保及び保育の質の向上に取り組んでまいります。

次に、6ページから8ページにかけまして、5の地域子ども・子育て支援事業のうち、主な事業についてでございます。

まず、アの放課後児童健全育成事業につきましては、令和6年度は受入れ枠が増加し、市全体では利用定員の枠が確保方策を上回っている状況となりました。しかしながら、校区によりましては、待機児童が発生しており、引き続き待機児童の解消に向けた放課後児童クラブの受皿の確保に努めてまいります。

次に、イの地域子育て支援事業（子育て支援センター）につきましては、令和6年度の利用者数は令和5年度より1,772人増加しましたが、量の見込みを満たしていないため、今後もより多くの子育て世帯に気軽に利用していただけるよう、周知に努めてまいります。

次に、ウの保育所等で実施する一時預かり事業につきましては、前年度に比べて利用者数は減少しました。一方で、申込みをされた方が希望する園で対応できない場合もあるため、引き続き、事業の拡充に努めてまいります。

最後に、エの病児・病後児保育事業につきましては、新たに施設で病後児の受入れを開始し、事業の拡充を図りましたが、季節や病気の流行期によりましては、ニーズに対応で

きていない場合もあるため、引き続き、事業の拡充に努めてまいります。

8 ページを御覧ください。これらの結果を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業に関する第2期計画の総括といたしましては、新型コロナウイルスの影響により、利用控えや利用制限もありましたが、ニーズに対応できるよう受皿の整備に努め、受入れ枠を拡充することができました。一方で、計画目標値を達成できず、希望する方全てが支援を利用できなかった事業もあるため、今後も計画に沿って必要な受皿の確保に努めてまいります。

米子市子ども・子育て支援事業計画についての説明は以上でございます。

続きまして、2 番の米子市子どもの貧困対策推進計画の進捗状況について御説明いたします。資料の9 ページを御覧ください。

本市では、生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されることがないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、令和元年度から令和6 年度まで、米子市子どもの貧困対策推進計画に基づき、子どもの貧困対策を推進してまいりました。

1 の目標値に対する状況についてでございますが、スクールソーシャルワーカーの配置数及び生活保護世帯の子どもの高等学校等卒業率につきましては、目標値を達成した一方で、生活保護受給世帯及び独り親家庭等への学習支援事業の実施箇所数並びに生活保護世帯の子どもの高等学校進学率については、目標値に対し未達成となっております。

2 の主な取組についてでございますが、9 ページから10 ページにかけましての4 点について主に取り組んだところでございます。

まず、(1) のこども☆みらい塾の実施につきましては、運営を委託している団体と密に連携を取りながら、一人一人の子どもに合った学習の機会を提供するとともに、学習状況や面談等の情報を基に、関係機関と連携し、個々の現状に応じた支援を行いました。現在2 か所で実施しておりますが、送迎支援を行うことで、参加を希望する子どもが利用することができている状況でございます。

次に、(2) の子ども食堂等への支援につきましては、市の本庁舎とふれあいの里にてフードバンクポストを設置するとともに、民間企業と連携協定を締結し、子ども食堂への食料品の提供を行ったほか、居場所づくりに取り組む1 団体に対しまして、立ち上げに係る費用の補助を行いました。また、意見交換会等の開催による情報提供や広報に係る支援などを行ったところでございます。

次に、(3) のスクールソーシャルワーカーの配置につきましては、令和5 年度に引き続き、目標の10 名を配置し、支援体制の強化を図りました。

次に、(4) の生活保護世帯の子どもの高等学校進学、卒業につきましては、保護者に対して個別に訪問し、進学時の費用負担や就職後の生活保護制度上の取扱いを説明するなどいたしました。令和6 年度の高等学校等進学率が87.5 %となっておりますが、要因といたしましては、本人が進学を希望しなかったことが上げられます。

11 ページを御覧ください。3 の計画の総括についてでございますが、主な取組に係る総括として記載しておりますように、スクールソーシャルワーカーの配置数など、当初の目標を達成した項目もあり、一定の効果が得られたものと考えております。今後につきましては、令和7 年3 月策定の「よなごっこ未来計画（米子市こども計画）」に引継ぎ、引き続き、教育の支援、生活の支援、居場所づくりの支援、保護者への支援を総合的に推進し

てまいります。

米子市子ども貧困対策推進計画の進捗状況についての説明は以上でございます。

続きまして、3番の米子市母子保健計画の進捗状況について御説明いたします。資料の12ページを御覧ください。

本計画は、国の策定したすこやか親子21（第2次）で示されている課題と、本市の母子保健法に基づく事業等を整理し、各種事業の目標の再設定及び課題の改善に向けた取組の方向性を示すために、平成30年度に第1期計画を策定し、現在は、令和5年度から令和11年度までの第2期計画の期間となっております。

1の基本理念の実現に向けて、2に記載の事項を基本目標として母子保健事業に取り組んでおります。

次に、3の基本目標に対する取組についてでございます。

基本目標1の、すべての妊産婦が必要な支援を受け、安心、安全な出産・育児できるについての施策につきましては、12、13ページの（1）基本施策1-1の妊娠・出産期を安心して過ごせるよう切れ目ない支援をしますと、13、14ページの（2）基本施策1-2の妊娠期からの切れ目ない支援体制により児童虐待の発生を予防しますのとおりでございます。

（1）基本目標1についての主な取組でございますが、妊娠期につきましては、妊娠届時の面談により、支援の必要な妊婦に対し、早期支援を開始し、関係機関等と連携し、妊娠期から切れ目のない支援に努め、子育て期につきましては、産後健診や赤ちゃん訪問等により、母子の状況を把握するとともに、育児不安や困り感への相談対応に取り組みしました。産後ケア事業におきましては、希望者が申請しやすいよう電子申請方式に変更し、利用しやすい環境を整えました。利用状況といたしましては、令和5年度と比較して、ショートステイが横ばい、デイケアが約2倍に増加いたしました。また、妊娠届時や乳幼児健診等の機会を捉えて、妊娠、出産、子育て、発達などに関する相談の窓口の情報提供を行い、支援が必要な家庭に対しましては、養育支援訪問等を実施し、継続的な支援に努めました。

次に、基本目標2の困ったときに適切な支援を受け、安心して育児できるとともに、すべての子どもが健やかに育つことができるについての施策につきましては、14ページの（3）基本施策2-1、子どもが健康で元気に過ごすことができるように支援しますと、15ページの（4）基本施策2-2の子どもの特性の早期把握及び状況に応じた適切な支援を行いますのとおりでございます。

基本目標2についての主な取組についてでございますが、乳幼児健診におきましては、疾病の早期発見及び発達に課題のある子どもの早期支援を図り、発達支援の取組につきましては、各健診の機会に子どもの発達過程に対する正しい知識の周知に努め、育児に困ったときなどに、発達相談ホットライン等の相談窓口の情報提供等を行いました。歯科保健の取組といたしましては、生え始めの歯のケアについての指導や歯磨きの習慣を身につけるための仕上げ磨きの啓発を行ったほか、個別に歯科衛生士による歯磨き指導や希望者へのフッ素塗布を行い、虫歯予防に向けて普及啓発に取り組みしました。また、5歳児健診や巡回相談等により、個別の相談支援を行い、さらに保育施設や学校等と連携し、支援が切れ目なく続くように情報共有の強化に取り組みしました。

今後も本計画に基づき、妊娠届時や家庭訪問や乳幼児健診などの機会を捉えまして、子どもや親の状況を把握するとともに、支援が必要な家庭につきましては、早期支援に努めるとともに、親が感じている育てにくさへのサインを逃さず、必要に応じて関係機関と連携しながら切れ目ない適切な支援に引き続き取り組んでまいります。

こども総本部が所管する各種計画の進捗状況についての説明は以上でございます。

**○松田委員長** 当局の説明は終わりました。委員の皆様からの御意見を求めます。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 御説明ありがとうございました。1つずつというか、まとめて今御説明いただいたんですけど、まとめて、委員長、意見等言わせていただいても、1個1個切りますか、どういうふうにしたらいいんでしょうか。

**○松田委員長** まとめてでよろしいです。

**○矢田貝委員** 分かりました。

まず、今回の資料ですけれども、3つにわたって作っていただきましたが、この委員会向けでまとめられたのだろうというふうに思います。毎年の期間中の計画の進捗状況について説明をいただきますけれども、特に、この子ども・子育て支援事業計画においては、よなごっこ未来計画のほうに引き継いでるわけですね。最終年だったわけです。となりますと、こうでしたっていうまとめ方のことなんですけれども、この新計画のほうにどのように生かしていきましたということが、しっかりと書かれていってほしいというふうに思います。また、これからの毎年の事業計画の進捗状況につきましても、計画の、何ていうんですかね、進捗状況を報告いただくだけではなくて、この計画期間中にも具体的に実践をどのように変えていこうとしているのかというところまで踏み込んだ御報告をいただかないと、どうしても1年前のものを報告いただくわけですので、かみ合ってこないと思います。そこら辺をしっかりと、まずは先をお願いをしておきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**○松田委員長** 永榮こども政策課長。

**○永榮こども政策課長** 今回の報告というところで、基本的に令和6年度の実績を中心に報告させていただいておりますが、一部は計画の総括というところで、若干次への取組というところは記載させていただいておりますが、この辺りの記載や総括を、今後もう少ししっかり、次にどうやってつなげていくか、次年度にどうつなげていくかってところは、もう少し分かるようにしっかりと書いていきたいというふうに思います。

**○松田委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** つなげていくかというより、私たちに分かりやすくするためには、つながっているのかということだというふうに私は思っているんです。しっかりと委員会にも、審議会等、出れる範囲で出ようと思っておりますけど、全てそこでどんな議論がされているのかっていうの把握できておりませんので、この文章で計画を、総括だけではなく、具体的に今どう進んでいるのかというところまで、口頭になるのかもしれませんが、まとめ切るのは文章にならないのかもしれないんですけれども、お願いをしておきたいというふうに思います。

まず、7ページの一時預かり事業のことで聞いてみたいと思うんですけれども、これ現在、誰でも通園を議論していらっしゃると思うんですけど、産後ケア事業も含めて、そこ

に生かすための事業の拡充に努めてまいりますとありますが、ここについてはどのようなお考えになっているのか、現状お答えいただける範囲で聞きたいと思いますが、どうでしょうか。

○**松田委員長** 長尾こども総本部次長。

○**長尾こども総本部次長兼こども支援課長** 一時預かり事業の、引き続き事業の拡充というところですけど、実績見ていただいたら分かりますように、5年度から6年度は、ちょっと実績値としては700程度減っています。これはちょっと、保育士の人材の確保の要因であるとかいう要因があって、利用数も減ったというところで、減ってきている、要は、予約が、希望がなかったというところで減ってるという実績もあります。実際、もういっぱいいっぱい預けられないよって断っているという実態も把握していますので、7年度については、6年度からさらに4軒施設を増やしていただいて、空いているところを使っていたりとかいう取組をして、預かる箇所数は増やしているところです。

誰でも通園につきましては、8年度から実施ということにはなりますが、そこも今、事業者さんのほうに意向等の確認をしております。どんなふうに、預けたいときに預かれるようになるかっていうところを、ちょっとすみません、1年かけてバランス見ながら、事業者さんとも話をして、実施に向けて、今取り組んでいるところでございます。

○**松田委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 分かりました。

次に、11ページのところで確認ですけれども、本計画の成果及び今後の方針のところで、一番最後の文章で総合的に推進していきますというふうにあります。今でも単独の子ども食堂とか第3の居場所等が食事の提供をしながら学習支援をしたりとか、居場所としての在り方というのを模索されていらっしゃるわけですが、それぞれの独自の取組として、総合的に進める努力はされていらっしゃるわけですが、取り組んでいらっしゃる。では、行政、市として、何をどのように総合的に推進していこうとされてるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○**松田委員長** 永榮こども政策課長。

○**永榮こども政策課長** 貧困対策のところのお尋ねですが、総合的に推進というところで、教育の支援、生活の支援、居場所づくりの支援、保護者への支援というところで、やはり教育の支援ですと、学習支援というところで、こども☆みらい塾ですとか、あと、就学援助、スクールソーシャルワーカーとの連携というところがあると考えております。生活の支援でいいますと、児童扶養手当の支給、保育所入所の優先とか、あと、各種減免で、居場所づくりの支援でいうと、やはりこども☆みらい塾とか子ども食堂、こういった、先ほど出てきました教育の支援と重なる部分もございます。あと、保護者に対する支援としましては、相談体制や就労支援、こういったところがありますので、こういったそれぞれの教育、生活、居場所づくり、保護者に対する支援というところを、各施策を進める中で総合的に推進していこうというところが、ここで書いております総合的に推進していくという意味合いで書いております。そういった形で今後も進めていきたいというふうに考えております。

○**松田委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** それぞれの取組をされているところが、より柔軟に総合的な、それらを網

羅するような取組がしやすいような後押しというのをぜひともお願いしたいと思います。課長のお答えになった行政としてそれぞれの分野をしっかりと推進していくという答弁は分かるんですけども、現場で取り組んでいらっしゃる方々の柔軟な取組の後押しをお願いしたいと、これは要望しておきたいと思います。

次に、12ページの母子保健計画についてですけれども、基本目標1のところに、全ての妊産婦がっていうところがついてるわけですが、主語として、具体的な基本施策につきましては、それぞれ、まず第一段階で、必要とされるかどうかってというのが、ふりにかけられるって言ったらおかしいかもしれません、そこをアンケートであつたり何かで把握されていくわけですね、面談とか。そこのところで、私的には、産後ケア事業だけが条件がないというか、手を挙げて、枠に入れば利用ができると。そのほかの施策については、どうしても第1段階で条件というものがついてくると思うんですけど、この全ての妊産婦が必要な支援ってところの、全ての妊産婦ということをどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○松田委員長 山川こども相談課長。

○山川こども相談課長 全ての妊産婦ってことですが、まず、妊娠をされたときには母子手帳のほうの交付をしていただきます。その段階で妊婦さんといろいろ面談をして、市側でアセスメントを取って、そのレベルによって、今後の支援の状況、そういったものをプランをつくっていくという形でやっております。

○松田委員長 以上ですね。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 アセスメントをつくるのが全ての妊産婦に対する支援だという、支援がまずスタート段階でできているという御答弁ですよね、それは。

○松田委員長 山川こども相談課長。

○山川こども相談課長 はい、まず、そこの段階でスタートという形になります。

○松田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 分かりました。これは事業報告ですので、あまり深く言う場所ではないというふうに思うんですけども、ぜひとも、産後の赤ちゃん訪問は全て実施されてるじゃないですか。そこから考えると、妊娠期からの全ての妊産婦にどの程度深く関わっていけるのかということじゃないかと思います。アセスメントシートの中で、段階的にということと、今後の展開、その保護者さんお一人お一人の状況というのは、そのシート1枚で継続するわけではなくて、変化していくものだと思いますし、その辺りは全ての妊産婦における妊娠期からの取組について、しっかりと深めて御議論いただきたいなというふうに思っていますので、意見として言わせていただきたいと思います。以上です。

○松田委員長 ほかに意見はございますか。

又野委員。

○又野委員 最初に、先ほど矢田貝委員も言われてましたけれども、進捗状況があつて、次の計画にどのようにつながっているのかってというのが、確かにちょっと、私も見えにくい部分があつたので、もうちょっと何か分かりやすくしていただければなとも思っているところですので、一応伝えておきます。

それで、次の計画に生かされるという意味でも幾つか聞かせてもらいたいんですけど

も、子どもの貧困対策のところですね、10ページですけれども、下のところに、一番下のところですね、進学率が87.5%となった要因としては、本人が進学を希望しなかったことが上げられますというふうにあるんですけれども、その上の段に、例えば経済的な悩みなどで諦めることがないように助言するなどというふうにあるんですけれども、この本人が進学を希望しなかった理由というのは、把握はしておられるのでしょうか。

○松田委員長 答弁可能ですか。

木村福祉課課長補佐。

○木村福祉課課長補佐兼保護第三担当係長 本人が進学を希望しなかった理由につきましてですけれども、実は1名のお子さんが希望されなかったということなんですけれども、もともとちょっと不登校ぎみなお子さんでして、なかなかちょっと、いろいろ支援はしてたところではあるんですけれども、実際、やっぱり高校には、ちょっとまた進学というふうに向かえなかったというようところが理由かなというふうに思っております。以上です。

○松田委員長 又野委員。

○又野委員 その理由をやっぱり明記していただいて、それによって、やっぱりまた、対策とかも考えていく必要があると思います。今のは不登校という理由だということだったんですけれども、生活保護世帯での不登校の対策ですとか、全体的な不登校の対策もあるんですけれども、やはりそこら辺の理由を確認して、どういう対策をしていくのかというのが書いてないと、この中では何で進学にならなかったのかが私把握できなくて、もしかしたら経済的なことだったら、経済的な対策が必要だし、学力の問題だったら、やっぱりそこら辺の支援というのはどうしたらいいのかというのを考えないといけないということにつなげるためにも、やっぱり原因というのは書いておくべきだと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、12ページ、母子保健計画のところ、これも下のほうなんですけれども、訪問を希望されない方についてはというのがあるんですけれども、この訪問を希望されない方というのは、何件ぐらいあったのでしょうか。

○松田委員長 小林こども相談課係長。

○小林こども相談課発達支援担当係長 赤ちゃん訪問で訪問を希望されなかった方の件数についてなんですけれども、今ちょっとこちらで数字をお答えができかねますが、10件にも満たない件数かと思います。御自宅のほうへの訪問はちょっと同居しておられる御家族の希望で、ほかのところで面談をしてほしいというような御希望には、ふれあいの里のほうでの面談に切り替えるなどといった形での対応に変更しております。以上です。

○松田委員長 補足がありますか。

山川こども相談課長。

○山川こども相談課長 すみません、ちょっと補足になりますが、訪問はお断りされたというところがあるんですけれども、そういった方については、できるだけこう、いわゆる状況を確認するために、電話でのフォローとか、電話での面談といいますか、そういった形を取るようにはしております。以上です。

○松田委員長 又野委員。

○又野委員 そのことは、その続きの文章の中で書いてあるので、対応はしておられるは

分かるんですけれども、やっぱりその部分の最初のところに、母子の健康状態とか、養育環境の把握に努めって書いてあるので、やっぱり家の状況を見るというのは大事だからこそ、この訪問というのはしておられると思うので、訪問できない理由をどうやったら除けるのかっていうのは、どんなふうを考えておられるのか、親族の方が訪問をしてほしくないって言われてたからとかいうのあるんですけれども、やはり、私も市役所の職員をしてたので、生活保護の関係でも、やっぱり家へ行くと、あっ、これはちょっと家の状況を改善しないといけないなっていうのが一発で分かたりするのはありますので、やはり家の状況を見させてもらうっていうのは大事だと思うんですけれども、訪問を断るっていうところをどうやって訪問につなげていくっていうのを考えておられるのか、そこら辺ちょっと教えていただきたいのと、そこら辺も、もうちょっとそこら辺で次の計画とかにものせていっていただきたいなと思うんですけれども、そこら辺をお願いします。

**○松田委員長** 山川こども相談課長。

**○山川こども相談課長** 先ほど申しましたように、電話等の当然フォローはするんですけれども、あとは、地区担によるフォロー、あとは、赤ちゃん訪問は基本4か月までに実施をしますので、その後の親、お子さんの様子を捉えるタイミングとしては、6か月健診、ここでのまた状況というところを把握しながら、個別に対応をするような形でやっております。

**○松田委員長** 又野委員。

**○又野委員** 先ほどもお伝えしているので、もう意見というか要望になるんですけれども、そこら辺の訪問というのを実施できるように、どのような対策をしたらいいのかっていうところももうちょっと煮詰めていっていただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

**○松田委員長** ほかに意見等はございますか。

吉岡委員。

**○吉岡委員** まず、子ども・子育て支援事業計画の重点目標に対する取組のところで、こども総合相談窓口のことについて伺います。

ここでは相談件数の報告にとどまってまして、その中身に対して、相談をされた方がどれくらい満足をされたのかとか、問題解決に至ったのかということが分かりにくくなっております。市民の方からも、相談しても無駄だったというようなお声をたくさん聞きますが、伺ったところ、かなりの人的資源を投入されていますので、それなりの成果も上がっているのではないかなと思うんですが、この新しい計画に移行するに当たって、その辺りの事業の成果の評価ということの見直しなどはあったかどうかということ伺います。

**○松田委員長** 山川こども相談課長。

**○山川こども相談課長** 今、こども総合相談窓口の件で御質問いただきました。言われるように、相談件数はそれなりに増えてきておりまして、それに対する評価というところになると思うんですけれども、実際、相談者の満足度っていうようなアンケートは、現実、実施はしておりません。ただ、相談に対して、これが解決したとか、終了した、あるいは継続になってるかというところをしっかりと受け止めながら、今取り組んでるところです。ですので、このことについては、次期計画でも当然、充実した形でやっていきたいというふうに当然考えておりますので、この辺りについてはしっかりと受け止めてやっていきたいな

というふうに思っているところです。

○松田委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 具体的な成果目標などの設定というのはあるんですか。

○松田委員長 山川こども相談課長。

○山川こども相談課長 目標値としてですが、これ、相談業務がもう当然メインになってくるものですから、なかなか数値的に何件目標とか、そういうことにはならないかなと。相談が多けりゃ多いほどいいのかということにもなりますし、逆に少ないと、その辺り相談する窓口の周知が足りないんじゃないかというようなこともあります。なかなか数値的な評価として具体的な数値を掲げるというのはちょっと難しいかなと。ですので、先ほどおっしゃられたように、相談者の満足度とか、そういったことは今後考えていかないといけないかなと。今御意見いただきましたので、そういったことは考えていかないといけないかなというふうには思っております。ただ、関係する機関とかいろいろありますので、そこで最終的にしっかりフォローは、寄り添った形とするような形で取組は行っています。

○吉岡委員 じゃあ、続けて。

先ほど矢田貝委員も質問された一時預かり事業についてですが、ちょっとあまりにもこの量の見込みと、ニーズの見込みと実績が乖離をしています。保育士さんが足りないとか、空きがないという御説明ありましたが、それ以外のニーズの見込みの取り方などについて、どういうふうになっているか教えてください。

○松田委員長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 一時預かりの第2期計画の量の見込みの取り方についてですが、こちら、計画策定時にニーズ調査を行いまして、ニーズ調査の対象としましては0歳児、出生届をされた方が児童手当の手続に来られた際にニーズ調査という形で行っております。そのニーズを対象児童の人口に掛け合わせまして、こういった量の見込みというのを算出してるわけなんです。結果的に、振り返ってみますと、出生届、出されたばかりの方というところで、ある程度利用が上振れした面もあったかなというふうに推察しております。それを受けて、今回は、子ども・子育て支援事業計画としては3期計画という形で、こども計画の中で改めて量の見込みを算出してるんですが、その際には、対象年齢を0歳から5歳までの保護者さんに広げまして、また、利用実績なども踏まえた算出方法を取るような形で、極力実態に合ったような量の見込みをするような設定を3期計画では行ったところでございます。以上でございます。

○松田委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 ニーズが上振れしていたのではないかと分析をされているんですが、やはりそのニーズはニーズとして捉えていただかないといけないのではないかと。やはり先ほど御答弁ありましたように、受皿の不足ということがやっぱり大きいので乖離がある、ニーズは、0歳から入所するケースが減少しているというような御説明ありましたので、やはり家庭保育での一時預かりのニーズというのは、出産後間もない方に集中してくるのではないかと思いますので、それを上振れと取ってしまうと、不安が大きいとか、生んだばかりだからということかもしれないんですが、何かそこは見誤ってしまうのではないかなと思うので、受皿をやはり増やすっていうことをしっかり考えていただくのと、あと、

どうしても面談が必要ということで、ちょっと手続が煩雑なように私は見受けました。誰でも通園制度というのが、国が推し進めているわけなんですけど、私の経験でいうと、こういう保育園に入っていない子どもを1週間に1度ぐらい通園させてくださる制度っていうのが広島市であったんですね、30年ぐらい前の話になってしまうんですけど。そういう制度があると、じゃあ、いざ、1日預けますとか、病気で預けますっていったときにも、保育士さんも子どもさんの状態分かっておられるので、特に面談とかなしに利用できますし、定期的にリフレッシュができるという意味で、特に、二人ぐらい子どもがいて、下が小さいとかになると、非常によかったなという印象を持っておりますので、そういう間になるような制度っていうのも少し考えていただけたらなというふうに思いました。

あと、それに関連して、母子保健のほうの、13ページの産後ケアについてですが、この産後ケア事業に関しては、一時預かりなどのように、ニーズ調査に合わせた受皿の確保の整備計画みたいな、そういったものっていうのはないのでしょうか。

**○松田委員長** 山川こども相談課長。

**○山川こども相談課長** すみません、産後ケアの整備計画っていうことでございますが、具体的な施設数を幾らとかっていう計画は持ち得てません。実際、産後ケア事業自体を受けていただける施設というのは限られているというのも現状ありまして、今現在は11施設、市の委託をして今受けていただいておりますので、あとは、この産後ケアというのは、出産後、1歳になるまでの期間が対象でございますので、委員さんも大体御存じのように、今、出生数が年間1,000人程度というところですので、そういったところの受皿的には、今のところ、それにはやってるんですけども、確かに今、私どもとしては増やす方向では努力はしております。現に昨年からは、2施設増えた上に、現在のやっておられる施設で事業の拡充ということで、受皿を増やしていただいているというところが今現状でございます。以上です。

**○松田委員長** 永榮こども政策課長。

**○永榮こども政策課長** 1点補足させていただきたいと思います。産後ケア事業につきまして、どの施設を何個整備するかっていうような計画ではないんですが、第3期の子ども・子育て支援事業計画、こども計画の中でのものなんですけど、同じく地域子ども・子育て支援事業の中で、産後ケアにつきましても、量の見込みと、あと、確保方策っていうのを定めておりますので、そういった、先ほど山川課長が申しましたように、増やす方向での整備計画としております。以上でございます。

**○松田委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** 分かりました。3期には反映されているということで理解しましたので、各種金銭的な支援というものもかなり打ち出されてはいるんですけど、結局は寝たい、睡眠を取りたいというのが一番ニーズがあるのではないかなと思います。なので、家事援助も必要かもしれませんが、お母さんが1時間でも、2時間でもいいので、少し赤ちゃんと離れる時間が持てるというようなサービスについても、柔軟にこれから考えていただきたいなと要望しておきます。以上です。

**○松田委員長** ほかに意見等はございませんか。ございませんね。

ないようですので、民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午前10時44分 休憩**

午前 10 時 48 分 再開

○松田委員長 民生教育委員会を再開いたします。

次に、福祉保健部が所管する各種計画等の進捗状況について、当局の説明を求めます。

塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 福祉保健部の各課が所管いたします 7 つの計画の令和 6 年度末時点における進捗状況について御報告をいたします。

その前に、資料の訂正をお願いいたします。7 ページ、下段の表、令和 6 年度フレイル予防アプリによるチェック割合についてでございますが、実績値が 24.6 % と記載されておりますが、正しくは 24.7 % でございます。おわびして訂正をいたします。

では、各計画の特徴的なところを御報告いたします。

2 ページ目を御覧ください。米子市地域“つながる”福祉プランでございます。本計画は、米子市と米子市社会福祉協議会が共同で策定いたしました。計画期間は令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間で、福祉政策課が所管しております。地域共生社会の実現を目指して、市民や団体、企業と行政との協働の仕組みや地域福祉推進のための取組について体系的にまとめた計画です。計画におきましては、3 つの基本目標の下、17 の基本計画を定め、基本目標を達成するための 93 の取組を各担当課及び市社協が実施をいたしまして、定めた評価指標を基に自己評価を行い、地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会で議論・検討をしております。令和 6 年度が計画最終年度でございましたので、計画初年度の令和 2 年度評価と計画期間全体を通した総評を比較する手法で、3 つの基本目標ごとに 5 年間の総括的な評価を行い、記載をしております。

全体といたしましては、基本目標 1 から 3 において、おおむね基本計画の評価が伸びているところでございます。特に、4 ページの基本目標 2 のうち、基本計画 2－(1) 総合的な相談支援体制の整備について、本計画の重点項目として取り組み、包括的な相談・支援の拠点として、令和 4 年 4 月に、ふれあいの里総合相談支援センター「えしこに」を開設したことや、地域において地域活動や個別課題の相談支援を行う地域福祉活動支援員の全市展開につながったところでございます。一方で、寄せられる個別課題に関する相談は、複雑化、複合化しており、行政だけでなく、各支援機関や地域活動者及び団体等との一層な連携が必要であると考えておりまして、重層的支援体制整備事業の他機関共同事業の仕組みや、令和 6 年度から実施しております中学校区ごとの他職種によるチーム支援などの取組を通じて、相談支援の充実に努めてまいります。

また、ページを戻りまして、3 ページの基本目標 1 におきましては、地域活動の活性化に向けて、地域福祉活動支援員を中心に地域活動の支援を行うことで、新たな活動が生まれるなどの効果があったところですが、今後、取組の広がりや、企業や団体と地域を結びつける活動が必要となっています。そのため、令和 7 年度から、地域福祉活動支援員を 1 名増員し、中学校区ごとに配置し、地域振興課の地域活動支援員等の他職種と連携しながら取組を進めてまいります。

資料 5 ページ目の基本目標 3 においては、地域の人材発掘・育成に関して、ワークショップやボランティア講座を開催し、地域福祉への意識の向上を図りました。地域活動に取り組む人材の確保が重要な課題であると考えておりまして、第 2 期計画において、福祉教育の推進やボランティア体制の充実に取り組んでいきたいと考えております。

令和7年度から第1期計画の総括を踏まえ、第2期計画をスタートしておりますが、評価については、各取組に客観的な評価指標を設定し、具体的に取り組む方針を立てて実施することとしております。第2期計画も引き続き「ともに生き、ともに輝き、ともにつくる福祉のまち」を基本理念といたしまして、地域共生社会の実現に向けて計画を推進してまいります。

続きまして、6ページを御覧ください。第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画でございます。計画期間は令和6年度から令和8年度の3年間で、長寿社会課が所管しております。

まず、6ページの基本情報ですが、第1号被保険者数が4万2,735人であり、計画値、前年度実績と比較して減少をしております。それに伴い要介護・要支援認定者数も減少しております。

次に、7ページの2、フレイル予防の推進についてでございますが、65歳以上の対象者へフレイル度チェックの案内を発送するとともに、広報よなごやチラシの班回覧、ラジオ番組やテレビコマーシャルなど、様々な媒体を活用してフレイル予防の啓発に努めたところです。フレイル度チェックの実施延べ人数は、66歳から74歳の方に対してはチェック表を送らず、はがきによる案内のみにしたこともありまして、計画値には届きませんでした。一方、フレイル予防アプリによる実施割合は、市内の協賛店で提示していただくと様々な特典が受けられる元気エンジョイパスポート事業や、フレイル予防に資する取組に対しJ-Coinボーナスをプレゼントするよなご健康ポイント事業を令和6年度から新たに展開したこともありまして、24.7%と目標を達成するとともに、令和5年度と比較すると、2.1倍の増加となりました。このほか、チェックの結果がプレフレイル、フレイルの方に御案内している予防実践教室の参加者は213人で、前年度からほぼ横ばいとなっておりますが、各地区公民館などで行っているリモート運動体験の参加者は5,595人と計画値を大きく上回る結果となり、フレイル予防の裾野が広がりつつあることがうかがえます。今後も身近な場所で、気軽にフレイル予防に取り組める環境を整えていきたいと考えています。

なお、令和6年度のフレイル対策の取組については、この後、時間を取って、別途御報告をさせていただきます。

次に、9ページの5、サービス・生活支援の充実についてですが、(1)に、軽度の方が利用される総合事業の実績について掲載をしております。訪問型サービス、通所型サービスともに、利用回数が計画値と比べて伸びています。これは、介護予防への意識の高まりにより、総合事業の利用が増えているものと推測されます。

9ページの一番下、(3)ごみ出し支援についてですが、関係課で構成される庁内検討会において検討を重ね、簡易版ごみ分別ガイドの作成や福祉事業者が24時間利用することができるごみステーションを市内2か所の拠点に整備する福祉事業者ごみ出し拠点整備事業の実施につなげることができました。引き続き、福祉事業者の協力を得ながら、ごみ出し支援の取組を進めてまいります。

次に、10ページの6、認知症施策の充実についてですが、認知症施策を考える会、オレンジの会の委員に認知症の御本人と家族を委嘱し、認知症の人の視点で施策の推進体制を整備したほか、認知症サポーター養成講座には多くの方に御参加いただきました。今後

は、養成講座を受けた方が地域で活躍したり、ほかの資源とつながる環境を整え、実効的な支援の役割を果たす体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、12ページの9、持続可能なサービスの提供体制の整備についてですが、介護現場の負担軽減、生産性向上を推進するため、ケアプランデータ連携システムの普及促進に取り組み、令和7年3月時点で、事業所300以上の自治体規模で導入率全国1位となるなど大きな成果を上げることができました。今後も事業者に寄り添いながら、負担軽減の取組を進めてまいります。

次に、13ページ、10、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた体制の強化についてですが、日常生活圏域、中学校区ごとの地域包括支援センターの設置に向け、ふれあいの里地域包括支援センターの再編や、地域包括支援センター統括マネジャーの配置に向けた取組を実施しました。今年度は、さらに、弓浜地区にランチの設置、後藤ヶ丘・加茂地域包括支援センターの再編を実施する予定です。

次に、14ページの12、介護保険制度の健全かつ円滑な運営についてでございますが、(1)の介護給付費は、居宅サービス、地域密着型サービスは、全体として、いずれも計画値を下回っている中で、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護が大きく増加しております。これは、多様化する居宅介護のニーズの高まりや認知症高齢者の増加に伴い、サービスの利用が伸びているものと考えられます。また、施設サービスが伸びており、介護度が重い方については、施設サービスを選択される方が増えている傾向がうかがえます。一方で、(2)の介護予防給付費は、計画値、昨年度実績を共に上回っておりますが、特に、訪問介護や福祉用具貸与が大幅に増加をしております。在宅サービスのニーズが高まっていることが分かります。今後も高齢者が住み慣れた地域で支え合い、生きがいを持って自ら暮らせる社会を目指しまして、引き続き、施策を推進してまいります。

次に、17ページを御覧ください。米子市障がい者支援プラン2024でございます。本計画は、第2期米子市障がい者計画と第7期米子市障がい福祉計画及び第3期米子市障がい児福祉計画の3つの計画をまとめたものでございます。計画期間は、障がい者計画が令和6年度から令和14年度、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は令和6年度から令和8年度で、障がい者支援課が所管をしております。

まず、1、障がいのある人の現状についてでございます。障害者手帳の所持者数は、令和6年度末現在8,164人で、精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加しております。

次に2、3年後、令和8年度の目標値の設定についてでございますが、それぞれの目標値に対する令和6年度末の状況について、17ページから19ページに記載をしております。主な取組として、入所施設や精神科病床からの地域移行の取組、一般就労への取組、障がいのある児童の支援の取組などがありますが、これらの目標値を達成するため、各障がい福祉サービスの供給体制と支援内容の充実を図ることとしており、その利用及び給付実績については、19ページから25ページに記載をしております。

18ページの(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実についてでございます。市内の社会福祉法人に地域生活支援拠点コーディネーターを配置し、緊急時の備えのための相談や緊急時の受入れ、対応などの支援を行うとともに、利用者及び関係機関へ向けたガイドラインの策定に取り組んでおります。

次に、19ページ、(6)相談支援体制の充実と強化等についてですが、米子市基幹相談

支援センターを設置し、本市の相談支援体制の充実と体制強化に取り組んでおります。基幹相談支援センターにおける相談支援専門員の配置については、現在も配置することはありませんが、相談員の経験のある精神保健福祉士を出向により受け入れまして、相談支援の体制強化や自立支援協議会の運営などに取り組んでいるところでございます。

19ページから始まる3、障がい福祉サービス等の給付実績についてですが、20ページの②日中活動系サービスのうち介護給付については、生活介護や短期入所の実績が増加しております。これはグループホームに併設した短期入所の事業所が増えたためと考えております。

21ページの訓練等給付のうち就労継続支援A型は、令和5年度に市内で2事業所が新たに開設され、また、就労継続支援B型では令和6年度に1事業所が新たに開設されたことにより、利用者数が増加しております。就労継続支援B型については、西部圏域におけるサービス量が県の障がい福祉計画に定めるサービスに必要な量に達している状況を踏まえまして、新規の事業所の開設、または定員増を計画している事業所は県への指定申請に当たり、事業計画書や市町村の意見書の添付を必要としております。これらの申請書や市の意見書等の内容を審査した上で、県が指定申請を承認しております。また、県は開設して間もない事業所等のサービスの質の確保のため、通常の実地指導に加え、事業計画調査も随時実施をしております。あわせて市も動向調査を実施しております。

22ページの③居住系サービスのうちグループホームについては、令和6年度に市内3事業所が増え、利用者も増加し、支援体制の整備が進んでおります。

④相談支援のうち計画相談支援については、サービスの利用希望者の増加に伴い、実績も増加しております。一方で、市内の相談支援事業所の廃止などにより相談支援専門員の数が増え、速やかなサービス利用に支障が出ている実態もございます。引き続き相談支援事業所の新規立ち上げや相談員の増員を行った事業所に対して、人件費を補助する事業を継続して実施するとともに、事業所の状況も把握しながら相談支援専門員の確保に取り組んでまいります。

次に、23ページの(2)障がい児福祉サービスの利用状況については、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の利用者の増加傾向が見られます。これらの傾向は療育の必要性の認識の高まりなどもあり、当面続くものと考えております。

24ページに地域生活支援事業の実績を記載しております。そのうち地域活動支援センターについては、令和5年度に補助制度の内容の見直しを行い、その役割や機能を満たすことができる事業者を募集し、令和6年度から3事業所を選定いたしました。実績報告などの検証を行いながら障がい者等の地域生活を支援する事業となるよう、取り組んでまいります。

今後も障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

続きまして、26ページを御覧ください。米子市成年後見制度利用支援計画でございます。計画期間は令和3年度から令和7年度の5年間で、福祉政策課が所管しております。成年後見制度に係る相談支援体制の充実として、成年後見制度の一次相談対応及び市長申立て、中核機関の周知活動、中核機関によるチーム構築、成年後見制度利用支援事業の実施を重点的に取り組みました。成年後見制度の中核機関である総合相談支援センターえし

こににおいて、一次相談窓口としての相談受付や、申立てを行う親族がいない方などの市長申立てを行うとともに、支援関係機関や意思決定に困難を抱える方の御家族などに向けて、中核機関及び制度の周知を継続してきました。その結果、相談件数の増加につながったと考えております。今後も中核機関の役割として相談の内容をよく聞き取り、御本人の意思を最大限尊重しながら支援していくことが必要であると考えております。

また、27ページの5、市民後見推進事業の実施でございますが、成年後見制度の基礎知識や後見実務を習得するための市民後見人養成講座を実施し、令和6年度は16人が修了されました。市民後見人として後見活動に従事していただく方が少ないことが課題となっており、今後は養成講座を継続的に開催していくことに加えまして、修了者を実際の活動へつなげていくことができるよう検討を進めてまいります。

次に、27ページの6、本計画の計画期間の延長についてでございますが、本計画は令和7年度末までを計画期間としておりますが、令和9年3月に策定予定である国の第3期成年後見制度利用促進基本計画との整合性を図る必要があること、また、国の法制審議会で成年後見制度の見直しが検討されており、現行制度から大幅な制度変更が行われる見通しであることから、計画期間を令和9年12月頃まで延長したいと考えております。

次に、28ページを御覧ください。第2期米子市健康増進計画でございます。計画期間は令和5年度から令和9年度の5年間で、健康対策課が所管しております。

まず、1、生活習慣の改善に向けた取組についてですが、各公民館等、地域を中心とした健康教育や健康相談、関係団体と協働して実施した市内商業施設等におけるキャンペーンイベントを通して、食生活や運動等の普及啓発を行いました。地域に出向き、啓発を行っておりますが、地域活動では出会う機会が少ない世代へのアプローチが課題となっておりまして、令和6年度は新たに小学生とその保護者を対象とし、親子健康づくり教室を開催しました。ふしめ歯科検診については、対象者全員への通知及び電子申請を導入し、受診率が増加いたしました。引き続き幅広い世代の方へ健康的な生活習慣の重要性について周知し、ヘルスリテラシーの向上を支援してまいります。

31ページの2、生活習慣予防の早期発見・早期治療、重症化予防の取組についてですが、広報や個別通知、保健指導など、様々な方法で生活習慣予防やがん予防のための知識の普及を行いました。あわせて、検診を受けることの重要性や重症化予防について啓発に努めました。がん検診の受診率向上のために、引き続き対象者全員へ受診券を送付したほか、令和6年度には集団検診予約の利便性を図るため、ウェブ予約を導入いたしました。また、市長と産婦人科医による特別対談を広報よなごに掲載し、子宮がん予防について周知をいたしました。がん検診の受診率は検診の種類により、目標に届いていない検診もございますので、引き続き検診の重要性について周知するとともに、受診しやすい環境整備に努めてまいります。

次に、34ページを御覧ください。第2期米子市食育推進計画でございます。計画期間は令和6年度から令和10年度の5年間で、健康対策課が所管しております。

2つの基本目標を定めて取組を行い、基本目標1、生涯を通じた、体と心の健康を支える食育の推進では、ホームページ、市報、キャンペーン、給食だよりなどを活用し、各世代へ向けて食に関する正しい知識の普及啓発に取り組みしました。また、離乳食講習会、夏休み料理教室、男性のための健康づくり&クッキング教室など、調理等の体験を取り入れ

た教室を行い、実践へとつながる、より具体的な知識を伝えるとともに、保育施設や学校における毎日の給食を通して、食の大切さ、楽しさ、健全な食習慣の知識を伝えるなど、それぞれのライフステージに応じた取組を行いました。さらに、フレイル対策推進課、学校給食課、こども施設課が連携し、保育施設や学校の給食でフレイル予防献立を提供し、幅広い世代に向けた食育にも取り組みました。

しかし、一方で、小中学生の朝食摂取率の低下傾向が課題として上げられていることから、子どもたちはもちろん、保護者や幅広い世代に向けた健康的な食習慣の啓発について、関係各課が連携して取り組んでいく必要があると考えております。

40ページの基本目標2、食文化を継承し、環境に配慮した食育の推進では、保育施設や学校の給食において、郷土料理、行事食を取り入れるなど、地元食材の活用の推進、食文化の継承に務めました。また、食品ロス削減給食を実施し、食品ロス削減への理解を深める取組なども行いました。食育に関する取組は、健康づくり、地産地消、食品ロスなどの分野も多岐にわたり、多くの部署が取組を行っていることから、今後もより一層、部署同士の連携を深め、取組の充実を図っていきたいと考えております。

最後に、43ページを御覧ください。第2期米子市自死対策計画でございます。計画期間は令和6年度、令和10年度で、健康対策課が所管しております。なお、説明資料の中に自殺と自死の両方の言葉が出てきますが、本市では御遺族等の心情等に配慮をいたしまして、法令の用語等を引用する際には、自殺という表現を使用する場合を除きまして、自死と表現いたしますので、御了承ください。

本市では、平成30年から令和4年の自死者数の平均の数、20人を基準とし、令和11年までに自死者数を25%以上である5人以上減少させ、15人以下とすることを目標としております。令和6年に亡くなられた方は19名で、男性12名、女性7名と、男性が多い傾向が続いております。4つの基本施策により取組を行っており、重点施策として実施している労働者の自死対策の推進、子ども・若者の自死対策の推進に関する取組についての取組状況、評価、課題、今後の方向性を表で記載しております。

1、市民への周知、啓発では、地区活動での啓発に加え、二十歳を祝う会や小中学生へのチラシ配布など、若年層に焦点を当てた啓発を行いました。また、本市では労働者の自死が多い現状を踏まえ、新たな取組として労働関係機関と連携して、労働者向けの啓発チラシを配布、病院職員に対するメンタルヘルス研修を実施し、必要時に相談窓口につながるよう取り組みました。

44ページの2、自死対策を支える人材育成の強化といたしまして、教職員、市役所職員に対する研修や啓発を実施しました。今後は自死のサインに気づき、適切な対応を図ることができるゲートキーパーを地域においても養成していくために、地域で様々な機会を捉えた啓発や職員へのゲートキーパー養成を強化していきたいと考えております。

45ページの3、地域におけるネットワークの強化として、総合相談支援センターえしこにを中心として、庁内及び関係支援機関と連携して取り組んでおります。

46ページの4、生きることの促進要因への支援として、心の相談窓口等において、電話、来所、訪問、メール等による相談への対応をいたしまして、相談内容に応じて関係課と連携の上、包括的に支援をしております。また、こども総合相談窓口において、妊娠期から子どもと保護者に対する切れ目のない支援を行い、教育分野においてもいじめ、不登

校に関する支援体制整備を行っております。そのほか、福祉、保健、教育、生活支援、地域づくりなど、関係する全ての部署において、生きる支援の関連施策として位置づけられる取組を実施しております。

このように、様々な取組を実施しておりますが、依然として、かけがえのない命が自死に追い込まれている現状にありまして、特に働き盛り世代の男性の自死者数が多い傾向が続いていることが課題でございます。自死の背景には多面的、複合的であり、今後も各部署が情報を共有、連携し、適切な支援につなげることができるよう取り組んでまいります。

以上が福祉保健部各課におけます7つの計画の進捗状況でございますが、部内はもちろん、庁内での連携や庁外の関係機関との連携が必要な事業ばかりでございます。引き続き連携を強化しながら、市民の皆様にも分かりやすく、周知を図りながら取り組んでいきたいと考えております。

報告は以上でございます。

**○松田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めますが、質問される際、委員の方はページ数を言っていたいて、事務局のほうはそのページのほうを発信していただくようにお願いします。

意見ある方。

又野委員。

**○又野委員** 何点か質問させていただきます。

5 ページのところですけども、「未来へつなげる人づくり」の総評というところで、いろいろ研修会とかを行って、人材の確保をしておられるというところですけども、これがどれだけ人材確保につながってるのかというような、そういう事業所とかに何か聞いたりとか、そういうのっていうのはされてるんでしょうか。

**○松田委員長** 渡部福祉政策課長。

**○渡部福祉政策課長** 研修の効果のお尋ねでございます。研修の効果がどれだけ人材育成発掘につながっているかというところで、事業所のほうに実際にそういった調査とかはいたしておりませんが、研修の際には必ず出席者の方からアンケート、御意見いただいているというところで把握しております。結果的には、そういった事業者にそういったことでの確認はできておりません。以上です。

**○松田委員長** 又野委員。

**○又野委員** せっかくこういうのをやるんでしたら、やっぱりそこら辺が、どれだけ効果が出てるのかっていうのも把握して、もしそこがなかなか伸び悩んでいるようだったらほかのことも考えないといけないですし、どういうふうに調査したらいいのかというのは検討の余地はあるんですけども、何かしらそういう成果が出てるのかっていうのも調べてみていただきたいとは思っております。よろしくお願いします。

**○松田委員長** ほかに意見はございますか。

続いて、ごめんなさい、又野委員。失礼。

**○又野委員** それと、もう1点ですけども、最後の自死対策計画の43ページですけども、これによると様々な相談窓口があるんですけども、例えば、何っていうんですかね、直接自死の相談があるのか、あれば、その数とか把握しておられるのか。あと、これは自死につながりそうだなっていう相談とかも、もし数とかが把握しておられるようだった

たらと思ひまして、分かれば。

○**松田委員長** 小西健康対策課長。

○**小西健康対策課長** 相談の中で、自死につながるような相談があるかということなんですけれども、ちょっとそういった相談が直接健康対策課のほうには来ておりませんので、ちょっと数等の把握ができていない現状です。

○**松田委員長** 又野委員。

○**又野委員** ちなみに、よなごっこポータルサイトで相談窓口っていうのがあるんです。これの件数とかっていうのも分からないんですかね。

○**松田委員長** 小西健康対策課長。

○**小西健康対策課長** 先ほど言われました、よなごっこポータルサイトにつきましては、こども相談課のほうで窓口となっております、申し訳ありません、今の時点で、健康対策課のほうでは数の把握はしておりません。

(「なるほど、なるほど。」と又野委員)

○**松田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 実際に自死された方の人数っていうのは把握しとられて、そこからどれだけ悩んでる方がおられるのかっていうのも何か把握しておいたほうが、その人数が、これから推移ですけれども、多くなるけれども、実際、自死される方が少なくなっていくようだったら、そういう相談窓口が機能してるんだなと感じたりとかできますし、相談の数は減っているけれども、自死の数が増えてるようだったら相談になかなかつなげてないのかなとか判断ができるかなと思ひまして、もし可能であれば相談の数も把握していただけたらなと思ひました。以上です。

○**松田委員長** ほかに御意見等はございますか。

吉岡委員。

○**吉岡委員** ページ数、25ページの地域活動支援センターについてですが、改めてプロポーザルを行って、3つの事業所を選定して、今運営をされているわけですが、その事業所のうち1つの事業所に関しまして、不適切な事案があったというふうに伺っておりますが、もしこの場で、お話しできる範囲で報告していただければなというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○**松田委員長** 伊藤福祉保健部次長。

○**伊藤福祉保健部次長兼障がい者支援課長** 地域活動支援センターの選定した事業所の中での不適切な事案があったのではないかとということでお伺ひがありまして、こちらにつきましては、事業所の、地域活動支援センターは補助事業として運営に対して補助を行っております。その際に、その同法人内が行っております就労継続支援B型の事業所において、利用者への虐待というような事象がおきまして、そういったところの対応を市として認定をし、県に報告をしたというところでございます。その後の対応については、県のほうがその報告を受け、同事業所に対して監査を実施するというふうに聞いております。そういった事象があったというふうにこちらは承知しております。

○**松田委員長** 吉岡委員。

○**吉岡委員** 地域活動支援センターは、この地域の方々との交流とか、その居場所的な役割ということで、やはり安心して過ごせる場所でないといけないと思うんですが、同じフ

ロア、同じ施設の中でそういった虐待というような案件が起こったということで、これ、プロポーザルのときにこういったものっていうのは、しっかりと見極めることっていうのはやはり難しいんでしょうか。御意見を伺いたいです。

○松田委員長 伊藤福祉保健部次長。

○伊藤福祉保健部次長兼障がい者支援課長 プロポーザルの時点で、まず前提としまして、地域活動支援センターにおきましては、県条例におきましていろいろ事業実施に当たりましての規則等の運営規定を設けております。その際に、虐待防止への取組というものも当然ございます。その際に、プロポーザルの審査に当たりまして、当然事業所からの事業計画の提出に虐待防止への取組というところを記載をしまして、審査も、その中でしております。だから、その時点で、その審査の段階で、そういった事象が前後に起きているということであれば、こちらはその状況を確認しますけれども、全てプロポーザルでの審査という中で、各応募事業者さんに聞き取りを行っている段階ですので、そういった個別事象がもし起こっていなければ、ちょっとそこまで全てを掘り下げて把握し、審査をするところまでは、実際は行っていないということが多分事実としてはありました。ですので、その時点としてそういった対応ができたかと言われれば、当然書類審査の中で行ったということになります。

○松田委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 すごく、その県条例なんかも見てみますと、職員に対して虐待とか、そういうことがないようにというような研修などを行うとか、そういう規定はあるんですけど、事業所の運営をしている方そのものがそういった考えを持っているというところに対して、チェックが働いていないなというふうにいろいろ調べて痛感をしているところです。また、その根本にあるのが、昨日も総務政策委員会で人権尊重の社会づくりの条例ということが議論されていたわけなんですけど、人権尊重とか人権侵害ということに対する、やはり意識の向上というのが社会全体、米子市全体でなされないと、やはりこういった問題がまだ起こってくるという可能性を非常に感じています。それは、なぜなら、善意の下に行われていることだからです。通ってこられる方々、利用者の方々のためにやってるんだという名目でもって、人権侵害が行われていると、それはなかなか歯止めが利かないと思います。

なので、こういった補助事業だけではなくて、指定管理も含めてなんですが、官民連携を行うに当たって、その事業所さんにおかれましては、職員、利用者、消費者、そういった方々に対する人権尊重というか、人権に配慮するというような規定というのが、罰則まではいかににしても、少し縛りかける形で制定されるということであれば、やはり行政としても何も手を出せないというか、指導、助言にとどまってしまうということであると、利用者の方を結局守ることはできないなというふうに感じています。

もし県のほうからほかの事業に関して厳しい処分が下った場合は、この補助事業というか、委託事業にはどのような影響がありますでしょうか。

○松田委員長 伊藤福祉保健部次長。

○伊藤福祉保健部次長兼障がい者支援課長 まず、人権尊重の御意見をいただきまして、委員おっしゃるとおり、当然障がい者に問わず、人権のほうを尊重していくというのは当然行政として進めていくものとなりますので、そういった利用者のためになるような制度構築はやはり努めてまいりたいというふうに考えております。

また、今後の対応というようなところをちょっと聞かれたのではないかというふうに思いますけれども、今はまだ県のほうの対応が明確にちょっとこちらに伝わってきておりませんので、その対応についてはまだ、県の対応を踏まえて考えていきたいとは思っておりますが、先ほど説明しましたように、やはり虐待防止というのは障がい者施策の中でもかなり重要なウエートを占めているものですので、今回の事象は重く受け止めておりますので、そういった事業所に対して、やはり確認を取っていくであるとか、状況改善も踏まえた形のものを何か、調査がいいのか、その具体的などころはちょっと権限的には分からないので、今ははっきりと申せませんが、そういった形で何かの事業所の確認を取って行って、その内容を把握し、その後、それに踏まえた対応を取るということが必要だというふうに、市として考えております。

ちょっとはっきりした答弁になってはおりませんが、以上です。

○**松田委員長** 吉岡委員。

○**吉岡委員** ぜひ温かくも厳しいサポートをお願いしたいと思います。

次に行きます。33ページのがん対策強化のところですかね。この表の目標指標の評価の中で、75歳未満年齢調整死亡率、悪性新生物の減少ということがあるんですが、この数字の説明を、死亡率なのに100を超えているということではちょっと分かりにくいんですが、この数字そのものの説明をまずお願いできませんでしょうか。

○**松田委員長** 金川福祉保健部統括保健師。

○**金川統括保健師兼健康総務担当課長補佐** 75歳未満年齢調整死亡率についてですが、いわゆる普通の死亡率とは違まして、人口だったり年齢構成が違う地域で比較ができるように、75歳未満の年齢を調整したときの死亡率が人口10万単位でどのぐらいになるかといったような指標になっております。

○**松田委員長** 吉岡委員。

○**吉岡委員** ということは、実数ではない。

○**松田委員長** 金川福祉保健部統括保健師。

○**金川統括保健師兼健康総務担当課長補佐** ちょっと実数とは違ってくるかなと思うんですけども、人口が10万人規模だったらこのぐらい亡くなっているというような死亡率、率というか、人ですね。

(「分かりました。」と吉岡委員)

○**松田委員長** 吉岡委員、挙手して。

吉岡委員。

○**吉岡委員** それで、これがもともとの第2期米子市健康増進計画の10ページのグラフを見たときに、この数字が異なっているのはなぜでしょうか。

○**松田委員長** 小西健康対策課長。

○**小西健康対策課長** 75歳未満年齢調整死亡率につきましては、鳥取県の人口動態統計から引用しております。従来、年齢調整死亡率は、昭和60年モデル人口を用いて算出をしておりましたが、令和2年以降、平成27年モデル人口を基に算出することとなりました。

本計画を策定するときに、鳥取県が公表しておりました令和2年の75歳未満年齢調整死亡率が、昭和60年人口モデルで算出した数値であったということが、令和6年の3月

に県からの公表値の修正の報告で判明をいたしました。これを受けまして、昨年の6月のこの閉会中の委員会において報告をさせていただきまして、ホームページ及びSide Bookにおいても修正後の指標を反映した計画を掲載しております。

ですが、一方で、計画の中にあります経年グラフにおきましては、過去の数値が昭和60年モデル人口を基に算出をしているために、経年比較ができるように、令和2年の数値につきましても、昭和60年モデル人口を基にした数値のほうで掲載をさせていただいております。

**○松田委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** 分かりました。ここが数字が違う理由がよく分かりましたので、ありがとうございます。悪性新生物、がんの死亡率の傾向というのは、すごく、近年非常に増えているんだというようなことで、いろいろな健康食品とか医療とか、いわゆる偽科学と言われるようなものに利用されがちな部分であります。実際は年齢調整をすると、がんの死亡率というのは、罹患率なども含めて、下がってくる傾向にあるということになっていますので、行政からはこういった正しい情報をしっかり今後も発信していただきますようお願いをしておきます。以上です。

**○松田委員長** ほかに意見等。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** まず、11ページの認知症施策のところなんですけれども、米子市におきましては荒川さんの事例があって、発見にまだ至ってないわけなんですけれども、この11の(4)のところですが、認知症行方不明者の搜索模擬訓練っていうところがありますけれども、それ以外に具体的に行方不明者の方に対する施策というのはどのような充実がなされてきたんでしょうか。

**○松田委員長** 山崎長寿社会課長。

**○山崎長寿社会課長** 行方不明の認知症の方に対する施策ということですが、先ほど矢田貝委員さんのおっしゃっていただきましたネットワーク模擬訓練のほかに、その資料の下の方の四角のところの主な実績というところで囲っているんですけれども、認知症見守りGPS機器購入費等補助金というものの、65歳以上の方になりますけれども、これは認知症の方、一応若年性の認知症の方も含めますけれども、そういった方が、特に機器とかの指定はないんですけれども、GPSの機器を購入をされる場合に上限1万円で補助を支給させていただくという取組を行っていることと、あと、認知症の見守りシール、これはQRコードがついたシールなんですけれども、こういったものをお配りをして、もし万が一、その認知症の方が行方不明になった場合には、発見された方が服とかに貼られているQRコードをスマートフォン等で読み取れば、家族の方に連絡が行くといったような、そういったシールをお配りしているということもございます。あと、認知症の方で行方不明になるおそれがあるという方がいらっしゃった場合には事前登録制度ということで、そういった方の情報を警察と情報共有をさせていただいて、万が一のときには速やかに搜索できるような取組を行っているところでございます。以上でございます。

**○松田委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 当事者、そういった対象になるだろうなっていう方に対しての取組というのは分かるんですけれども、私はこれは提案なんですけれども、米子市はこの夏に涼み処と

いうところで、地域の中でいつでも休んでくださいというのをやってますよね。あれに近いような形で、オレンジのイメージの絵なり何かをしまして、当事者や家族、子どもさんも含めて、米子市に、自分がもしそういった状況になったときに、もう何か刷り込まれていて、ここに入っていけば何とかしてもらえるんじゃないだろうかというような、涼み処的な、SOSで入っていけるような、この11ページの上のところに、民間事業者が街中や店舗等で困っている認知症の人を見かけた際についていう、そのところなんですけど、協力を要請して、米子市中で認知症バリアフリーの推進というのを取り組んでいく必要があるんじゃないかなというふうに思うところがあります。

それをする事で、実際に搜索開始からあんしんトリピーとか、いろいろな防災無線等で仮に出たときに、この数分、5分でも10分でもそういった事業所の方が前に出ていて協力をしていく、また、その情報を得るために防災ラジオを協力していただくという、登録いただいた店舗にお配りしていくというような、何か環境がバリアフリーのまちづくりのほう、認知症のバリアフリーのまちづくりというのをぜひともしていただきたいなというふうに思いますので、質問をさせていただいたところです。要望しておきたいと思います。

43ページなんですけれども、自死についてです。御説明の中で、米子の場合は労働者の自死の方がっていうことがありましたけれども、実際、6年度における19名というところですが、具体的には労働者以外の方にも自死を選択してしまわれた方っていうのもおありになるというふうに思うんですね。そのことを思ったときに、この計画が今のやり取りを聞いていまして、健康対策課だけでこの計画を把握していることが十分な対策につながるのかなという気がしているところなんですけど、例えば年齢であるとか時期であるとか、亡くなった方がどういった状況の方だったのかというようなことも受けた上での対策につながっていくべきじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺りはどういうふうにお考えでしょうか。

**○松田委員長** 小西健康対策課長。

**○小西健康対策課長** ありがとうございます。

自死の取組につきましては健康対策課でも行っておりますが、もちろんそれぞれの年齢に応じて、学校教育課であったりこども相談課であったり、そういったところと連携を図りながら取組のほうは行っております。言われましたように、それぞれの年齢に応じて、もう少し幅広くといった取組も考えていく必要はあるのかなというふうに思います。以上です。

**○松田委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 特に46ページの生きることの促進要因への支援というところにつきましては、健康対策課が中心になられて、それぞれの分野の方々が計画をして実施されているところだと思いますので、ここが一番大事じゃないかなというふうに思っているところです。

もう1点、気になるところが、その亡くなった方の御家族へのフォローといいますか、そういったところがこの計画の中にあるんでしょうか。なければ必要だと思うんですけど、いかがですか。

**○松田委員長** 福田健康対策課主任。

○**福田健康対策課健康総務担当主任** 自死遺族への支援というところですが、計画のほうには自死遺族の支援についても掲載させていただいておりまして、県の精神保健福祉センター主催のものを共催という形で協力して、ふれあいの里にて、自死遺族の集いということを開催して、支援をさせていただいております。以上です。

○**松田委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○**松田委員長** ほかに御意見等はございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**松田委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、令和6年度のフレイル対策事業について、当局の説明を求めます。

頼田フレイル対策推進課長。

○**頼田フレイル対策推進課長** フレイル対策事業につきましては、先ほど通知をいたしました令和6年度のフレイル対策事業についてを御覧ください。

米子市では健康寿命を延伸し、市民の皆様が住み慣れた地域で生き生きと生活できるよう、令和5年度からフレイル予防の全市展開を進めているところでございます。第9期米子市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に掲載をしております項目の進捗状況については先ほど御説明をしたとおりですが、ここではそのほかの取組状況について御報告をさせていただきます。

まず、令和6年度のフレイル度チェックの状況ですが、健康の割合が59.0%となっており、前年から4.2ポイント増加したほか、プレフレイル、フレイルの割合はそれぞれ減少をいたしました。また、回答方法についてはチェック案内の発送方法を変更したことや、元気エンジョイパスポート、よなご健康ポイントなど、新たな事業に取り組んだことにより、フレイル予防アプリを活用した回答の割合が令和5年度の2.1倍に増加をしたところでございます。

次に、予防実践教室に8回以上通われた153人の教室前後の測定結果を掲載しております。教室に8回以上通われた方の平均年齢は80.2歳でしたが、ここに上げている5つの項目では、維持もしくは改善の割合がそれぞれ6割を超えており、予防実践教室の取組が体の変化につながっているものと考えております。

次に、フォロー訪問の実施状況についてです。フォロー訪問は対象者の状況によって、市の保健師、地域包括支援センター職員、市内の介護事業所職員がそれぞれ行いました。例えば市の保健師は、フレイル度チェックの無回答者のうち過去の健診結果などから、低栄養や慢性腎臓病リスクのある方などを抽出して実施をしました。令和6年度の面談総件数は565件で、面談時には生活や体の状態について聞き取りを行い、必要に応じてアドバイスをを行うだけでなく、地域や介護サービスにつなげたりしたところでございます。今後できるだけ多くの方にアプローチを行っていきたいと考えております。

次に、2ページ目に移りまして、市内のフレイル対策拠点を中心に行っております、ふらっと、運動体験！！の実施状況です。3拠点では、令和5年度は月に3回程度実施していたものを、令和6年度からは4回に増やしたことにより、回数や参加者数はそれぞれ1.3倍に増加をいたしました。

また、ふらっと、運動体験！！を配信して行うリモート運動体験は、各地区公民館での

開催回数や参加者数が増加したほか、令和6年度は中央隣保館や鳥大病院の病棟など、会場を増やしたことにより、総数は回数、参加人数とも前年の1.4倍に増加しており、フレイル予防の取組の裾野が広がっていることを感じております。今後も自治会、集会所など、地区公民館よりさらに細やかな会場で開催できるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、フレイル予防の習慣化を促す取組として実施をしましたよなご健康ポイント事業についてです。昨年度は65歳以上の市民を対象に、9月から年度末までポイントの上限を3,000ポイントとして実施をいたしました。健康ポイントの総付与数は1,147人に対し、122万3,000ポイントでした。このうちJ-Coin側への情報提供に同意をされた方が617人、95万2,000ポイント程度で、最終的にJ-Coinポイントに交換できたのは567人、89万4,000ポイントでした。J-Coinポイントへ交換ができない理由としては、フレイル予防アプリとJ-Coinアプリの登録内容が異なっている、あるいはJ-Coinアプリを入れていないなどの理由があり、対象者へは個別に案内を送付したところでございます。昨年度は上限が3,000ポイントだったり、7,000歩以上ウォーキングをした方に対して付与されるのが5ポイントと低い状況がございまして、なかなかフレイル予防の実践に十分つなげられなかったこともあり、こうした反省点を今年度の取組に生かしているところでございます。

最後に、フレイル予防アプリの利用促進と市内でのフレイル予防に対する機運醸成を図るため、よなご元気エンジョイパスポート事業を昨年5月から実施をしております。ちょうど鳥取県が行っております子育てパスポート事業のようなものですが、協賛店舗数も52店舗から98店舗に増加をしており、今後も増やしていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、フレイル対策の事業は新たに始めているものも多く、想定していた結果に届いていないものもございしますが、工夫と改善を重ねながら、今後も事業を展開していきたいというふうに考えております。

報告は以上です。

**○松田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見等を求めます。ございませんか。

吉岡委員。

**○吉岡委員** まず、この事業のKPIですが、デジ田のほうでいうと、予防実践教室参加後の改善度というふうに伺っています。この測定結果の報告を見ますと、このKPIが大体60%というふうになるというふうに考えてよろしいでしょうか。

**○松田委員長** 頼田フレイル対策推進課長。

**○頼田フレイル対策推進課長** デジ田のKPIは、いわゆる、おっしゃいますように、改善度が60%以上というところでございます。そういったところで、昨年度、令和5年度ですけれども、令和5年度はこのチェックの点数が1点でも良化した方がどれだけいたかというところでも集計をしましたけれども、それも60%を超えているという状況。それから、こういったそれぞれの測定数値というところを前後で比較をしても、基本的には60%を超えているというところで判定をしているところでございます。以上です。

**○松田委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** この改善度というのは、予防実践教室の質というものを表していて、それはかなりのレベルにあるということが言えると思うんですが、フレイル対策事業全体で考えますと、予防実践教室の対象になるフレイル、プレフレイルの方というのは、フレイルチェックをした方のうち、事前聞き取りによりますと、3,838人です。そのうちの153人の方がこれにやっと参加をしてくださっているということは大きな課題ではないかと思っています。

その対象者全体を含めると、改善をした方というのは約2.5%になります。なので、あらかじめ定められたKPIというのは達成しているかもしれませんが、それは予防実践教室がとってもいいものだよということを表しているというだけのことであって、米子市全体として取り組んでいるフレイル事業としては、2.5%の達成率であるということはしっかりと認識をしておいていただきたいと思います。

それで、やはりここにつながってこない方々に対する対処として、フォロー訪問というのが非常にフレイル対策事業の中では重要な意味を持っていると思いますし、この565件というフォロー訪問、いわゆるアウトリーチということをされるに当たっては、たくさんの方々、あと、お金もかかっていることと思います。本当に大変な御苦勞で、この件数に対しては非常に感謝をしたいと思います。

ここの部分を件数だけないところで評価するというのが、このフレイル対策事業を評価するっていうことに非常に重要だと思うんですが、ここを何とか評価するということなので、何か検討されていることはありますか。

**○松田委員長** 頼田フレイル対策推進課長。

**○頼田フレイル対策推進課長** 先ほど吉岡委員が言われましたように、プレフレイルあるいはフレイルの方がこの予防実践教室の対象者となるわけですし、行動化率、いわゆる参加率でいきますと、5.5%ということに、非常に低いというところがあります。ですので、私どももそういった行動化にどうやったらつながれるかということは問題意識として持っていますので、その辺りについても対応を何とか考えていきたいというのが1点でございます。

次に、フォロー訪問の事業効果というところですけども、今、やはりこうして今まで回答をしなかった方、あるいは回答したんですけども、その訪問は別に希望していないよという方にも、令和6年度にはそういったところにもアウトリーチを伸ばしていったところですので、この辺りが本来サービスを受けなきゃいけない方に、サービスが届いているというところはあろうかと思いますが、その辺りが一つの事業効果ではないかなというふうに思っているところです。

**○松田委員長** ちょっと待ってくださいね。一応12時過ぎますけど、そのまま、委員の皆さん、執行部の皆さんも続けさせていただく形でよろしいですね。

〔「はい」と声あり〕

**○松田委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** ぜひできる限りで数値化をして、何ていうんですか、成果が見える化していただくことが、取り組んでいらっしゃる方々にとってのモチベーションアップにもつながるのではないかと思います。よろしくお願いします。

このフレイル対策事業なんですが、単にフレイル度を上げるとか、例えばよく言われて

いるのは、健康寿命を延伸して、医療費が下がるのではないかと、介護費が下がるのではないかというようなことがよく言われるんですが、日本の場合、健康寿命を長くする取組をすると、結果的に生涯寿命も先に延ばしますので、いわゆる不健康寿命と言われるようなものはあまり縮みません。それはなぜかという、現場の感覚でいうと、本当に介護や医療、必要になったときのケアが大変手厚いです。お薬が飲めなくなっても、私たちもきれいに潰して、粉にして、嚥下ができなくなってもお薬が飲めるように、そして、最後までフォローをするというような体制が今の日本はできています。だから、不健康寿命は縮むのではなくて、縮ませないように皆さんが今、医療、介護のスタッフが、国民皆保険もそうでしょう、それで維持しているわけです。なので、不健康寿命が縮むということは、そこをしないということにもつながるわけで、あまりそこに主眼を置いたフレイル対策というのは、私はおかしいのではないかと常々思っています。

ただ、この米子市のフレイル対策、今の実施状況を見ますと、例えばリモート運動体験も非常に場所が増えています。フォロー訪問もしっかりと取り組んでおられます。ということは、これはある意味、孤立、孤独対策ではないかというふうに私は捉えています。なので、そういう意味で、先ほど言われたように、本当に行政につながらないといけない人をきちんとこの事業で捉まえているんだというふうな目的意識を持って、今後も取り組んでいただきたいですし、それをきちんと見える化する、数値化する、でないと費用対効果が出てきませんので、お金かけただけかっていうふうになりますので、そこを何とか数値化できないかなと思っています。

私も御近所の方で、もう明らかにフレイルになっておられて、フレイルチェック届いたけど、届きませんでしたって聞いたら、いなげなけん、捨てたって言われるんですね。本当にやらないといけない人がやってなくて、でも、地域包括支援センターに訪問をお願いして、そこから家中に手すりをつけてもらった、すごく喜ばれて、トイレの中まで見せていただきました。だから、結局、今、このフォロー訪問をされている方もそうやってサービスにつながる、行政につながることで、相手の方が喜んでくださるということを多分成果として、一生懸命取り組まれているのではないかと思いますので、その辺りの、やはり現場で取り組んでおられる方の聞き取りということをきちんとしていただいて、それを何とか成果というふうにまとめていただけるといいなと思いますので、その辺りは要望をしておきます。以上です。

**○松田委員長** ほかに意見等は。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** すみません。フレイル対策推進課で取り組んでいらっしゃる取組として、聞こえのセルフチェックというのもあると思うんですけども、このことが今回の報告にはないんですけども、これはどういうまとめをされているのでしょうか。

**○松田委員長** 頼田フレイル対策推進課長。

**○頼田フレイル対策推進課長** 私どもが今、行っております聞こえのセルフチェックの部分ですけども、気づきの促しというところでございまして、自分の体の変化がどのようになっているかというところの気づきを、なるだけ早い段階で気づいていただくということの促しですので、そういったところの数値がどうなっているという取りまとめまでは行っていないのが現状でございます。

○松田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 2 番目のところの参加者の測定結果というような、改善、維持というようなまとめ方にはならないかもしれませんが、ぜひセルフチェックをされました、結果どうでありました、受診までつながりましたとか、しっかり分析をしてみてくださいまして、次年度の報告の中には上がるように要望したいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○松田委員長 頼田フレイル対策推進課長。

○頼田フレイル対策推進課長 今の御意見を参考にさせていただきまして、例えばそのフォロー訪問をするときのチェックの項目の一つにする、あるいは予防実践教室の前後で測ってみるというようなところでの数値を数値化するということは可能かと思いますので、その辺りについては対応を考えていきたいというふうに思っております。

○松田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 ぜひ研究して、次年度楽しみに、報告を待ちたいと思います。ありがとうございます。

○松田委員長 ほかに御意見等はございますか。

〔「なし」と声あり〕

○松田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後 0 時 0 2 分 休憩

午後 0 時 0 4 分 再開

○松田委員長 民生教育委員会を再開いたします。

次に、委員会派遣、行政視察についてを議題といたします。

まず、各委員から提出いただきました視察先及び調査項目の希望案につきまして、一覧を作成し、事前に配付しております。この内容について説明、質問等がありましたらお願いいたします。また、特に希望する項目など、御意見があればお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○松田委員長 よろしいですか。なしでよろしいですね。

〔「はい」と声あり〕

○松田委員長 視察先につきましては、相手先が受入れ可能かどうかの確認と調整が必要になってきますので、皆様からいただいた御意見というか、調査項目の一覧の中から御意見を基にさせていただいて、詳細については委員長、副委員長に一任ということでお願いしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○松田委員長 御異議ありませんでしたので、そのようにさせていただきます。

次に、実施日についてですが、10 月、11 月で、皆様の御都合を事務局で取りまとめたところ、11 月 10 日、11 日、12 日、月曜日、火曜日、水曜日の 3 日間にさせていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○松田委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、11 月 10 日、11 日、12 日の 3 日間で実施させていただきたいと思いま

す。

視察先及び調査項目が決まり次第、お知らせいたします。

以上で民生教育委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

**午後 0 時 0 5 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により署名する。

民生教育委員長      松   田   真   哉